地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年8月7日

横浜市契約事務受任者 横浜市教育次長 石川 隆一

- 契約の概要
 2階職員室系統 GHP エアコン修繕
- 2 履行場所 神奈川区松見町1-26 横浜市立盲特別支援学校
- 3 契約日令和6年7月4日
- 4 履行日又は履行期間 令和6年7月12日より令和6年7月19日
- 5 契約金額 1,032,650円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在) 東京都港区海岸 1-5-20 東京ガス株式会社 商品・サービス部
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年6月28日午後5時頃、職員室エアコンにエラーメッセージが表示され、エアコンが作動しない事態が発生した。室外機のフロンガスの回収・充填と部品交換が必要であった。保守契約期間が終了しているため、早急に対応しなければ職員室における業務及び教職員の健康状態に支障が生じる恐れがあることから、緊急契約での作業を実施した。

8 契約の相手方の選定理由 本校設置 GHP エアコンの当初メンテナンス・修理業者であり、迅速かつ確実な修繕が 可能なため。

9 所管

教育委員会事務局教育施設課